

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

**第1条**：本クラブは「Frontier athlete club(略:Frontier AC)」と称し、その本部は、代表宅におきます。

(目的)

**第2条**：本クラブは陸上競技を通して、技術習得のみならずその楽しさを経験しながら、子どもたちの心身の健康維持や増進させることを目的とします。

## 第2章 会員

(入会資格)

**第3条**：本クラブに入会できる対象者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を厳守できる健康で運動が可能な方とします。

(入会)

**第4条**：入会希望者は、本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得るとともに、入会金、年会費、2か月分の月会費をお支払いいただきます。この手続きが完了した時点で会員となります。

(入会金)

**第5条**：入会金をご入会時にお納めいただきます。

(年会費)

**第6条**：年会費をご入会時にお納めいただきます。以降毎年3月の口座振替日に所定の口座より引き落としさせていただきます。

(月会費)

**第7条**：月会費は、前納制にて毎月お支払いいただきます。お納め頂いた会費は特段の理由がない限り原則として返還致しません。また、お支払いいただく月会費は、月3回/年間最低36回を基準としたものです。年間最低回数を下回った場合は、年度末にご返金、もしくは新年度会費からの差し引きにより対応させていただきます。

(入会金・会費等を変更)

**第8条**：本クラブは入会金・年会費・月会費を変更する場合がございます。

(休会)

**第9条**：休会の際は、休会する前月の10日までに申し出をしてください。 例) 8月～休会 → 7月10日までに申し出  
休会期間は、最大6か月までとします。また、休会期間については、休会費としてデポジット(月会費1ヶ月分)をお預かりします。デポジットは、通常在籍に戻られた月の会費に充てさせていただきます。退会された場合の返還はありません。

(退会)

**第10条**：退会の際は、退会する前月の20日までに申し出をしてください。 例) 8月末～退会 → 7月20日までに申し出  
申し出をされた翌月の末日をもって本クラブを退会し、会員資格を喪失するものとします。退会月以降の月会費は徴収いたしません。ただし、会費の未納がある場合はこれを完納するものとします。

## 第3章 会員の権利および義務

(責任事項)

**第11条**：会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故および金品の紛失があった場合、本クラブは、本クラブに重大な過失がある場合を除いて一切の賠償の責を負わないものとします。会員が本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その会員自身に賠償の責を負っていただきます。  
また、会員はスポーツ安全協会の傷害保険へ加入していただきます。(加入区分：A1)

(変更事項)

**第12条**：入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、速やかに届け出ていただきます。

(会員資格の除名等)

**第13条**：次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

- (1)本クラブの名誉を傷つける行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
- (2)本クラブの規約および、その他の規約に違反したり、スポーツマンシップに反する行動を繰り返したりするなど、本クラブが会員としてふさわしくないと認めるとき。
- (3)会費、その他の支払いを3か月以上滞納し、本クラブより催促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき。
- (4)入会申込書に虚偽の事実を記載し入会承認を得たとき。

## 第4章 その他

(施設の休業・閉鎖)

**第14条**：本クラブは次の理由により施設の場所の変更、休業をすることがあります。

- (1)天災、事変その他止むを得ない事情により開場が不可能なとき。
- (2)施設の補修または改装するとき。
- (3)社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき。

(スクール会場、クラスの新設・廃止等)

**第15条**：本クラブは、利用状況等により、スクール会場・クラスの新設、曜日・時間帯変更または廃止をすることがあります。  
(規約の改正)

**第16条**：本クラブは、本規約および『受講に関して』を予告なく改正することがございます。改正後の規約については、本クラブのホームページ上に掲載いたします。

(発効)

**第16条**：本規約は2021年4月1日より発効します。

附則1：2022年1月10日改正

附則2：2022年3月30日改正

附則3：2023年3月22日改正

# 受講に関して

1. レッスン時はコーチの指示をよく聞き、楽しく正しく、そして安全に活動してください。

2. 練習の開催は当クラブの練習予定に基づいて実施いたします。（年間最低36回）

・月に5週目まで練習曜日がある場合、5週目は休講。祝日も休講日です。

また、GW、お盆休み、年末年始等の休講期間がございます。

※会場の都合や天災等により、止むを得ずレッスンの休講が続いた場合、祝日・5週目の曜日にレッスン補講日を設ける場合がございます。

3. 自己都合での欠席、また当初予定されていたレッスン日が天災等で休講になった場合は、レッスンの振替を利用していただけます。

※振替制度は付加価値として位置付けるものであり会員様全員の振替を保証するものではありません。

※レッスンの振替(参加)を希望される方は、その旨をご連絡ください。

例.) 4月1日(火)尾上スクールのレッスンを体調不良で欠席 → 4月3日(木)加古川スクールに参加(振替)

4. 会場の都合や天災等により、レッスンが休講となる場合は、レッスン開始1時間前までに決定し、公式LINEにて連絡いたします。

<レッスン会場>

高砂スクール・・・高砂市総合運動公園

尾上スクール・・・尾上公園（すぱーく加古川）

加古川スクール・・・加古川補助陸上競技場、高砂市総合体育館 ※雨天時に利用の可能性あり

活動予定カレンダーに関しましては、下記からご確認ください。

（Frontier ACのホームページ”お知らせ”からご確認ください。）



←”お知らせ”のQRコード

5. レッスン中に身体の具合が悪くなった時は必ずすぐに担当のコーチへ伝えてください。

6. 運動に適した服装でレッスンに参加してください。

（クラブTシャツをご購入いただきます。（入会金に含む））

7. 飲み物は各自ご持参ください。

## 【その他】

当クラブは上記規定を変更する場合があります。

## 【発効】

「受講に関して」は2021年4月1日より発効します。（2023年6月1日改正）